

学校における働き方改革の取組状況について

1 今年度の取組

- ① 学校における働き方改革取組計画に基づく取組の推進
 - スクール・サポート・スタッフの配置支援（配置市町への補助）
 - ・小学校 38 校、中学校 10 校 計 48 校に配置
 - 部活動指導員の配置支援
 - 部活動指導員を配置する市町に補助を実施
 - ・10 市町 16 中学校に計 20 人配置（運動部 18 人、文化部 2 人）
 - 県立学校では部活動指導員モデル事業を実施
 - ・4 校に計 4 人を配置（運動部 3 人、文化部 1 人）
 - 調査文書や会議等に関する業務負担の軽減
 - 市町教育委員会に具体的な案件について情報提供を依頼
 - 情報提供 78 件 うち 43 件について見直し実施・検討
 - ② 市町教育委員会との連携会議の開催
 - ・各市町の取組について情報共有を図るほか、市町における働き方改革の課題等について検討し市町の取組を支援
 - ③ 働き方改革に関する研修会の開催
 - ④ 保護者に向けた働き方改革の取組の周知
 - ・教育しが 10 月号に学校における働き方改革について記事を掲載
 - ⑤ 夏季休業期間中の学校閉庁（休校）日の試行実施
 - ・県立学校 68 校中 40 校で試行実施
 - ・市町立学校 全ての市町で同様の取組を実施

2 教員の勤務時間の把握結果

- 各市町立小・中・義務教育学校、県立学校について、平成 30 年 10 月における超過勤務時間が 45 時間超であった教員の割合を調査

平成30年10月把握結果		現況値 (平成28年度)	目 標 (平成32年度)	備考
月当たり超過勤務時間が45時間超の教員の割合	小学校 <u>61.7%</u> 中学校 <u>67.6%</u> 県立学校 <u>30.1%※1</u>	小学校 81.9% 中学校 88.9%※2 県立学校 28.6%※3	小学校 40%以下 中学校 50%以下 県立学校 15%以下	

※1県立学校は、45時間以上の教員の割合

※2現況値の小学校・中学校は、文部科学省が実施した教員勤務実態調査（平成28年度）の集計（速報値）で、1週間あたりの学内総勤務時間数（教諭）が50時間以上の者の割合

※3現況値の県立学校は、県教育委員会の通年における勤務時間把握結果（全教員を対象）において、超過勤務時間数が月 40 時間以上の者の割合

3 教職員へのアンケート調査

①調査概要 資料2参照

②アンケート結果について

- 管理職には一定の取組の浸透が見られるものの、管理職以外の教職員に対して取組の浸透を図る必要がある。

⇒ 取組の中心となる副校长・教頭が取組を推進するための時間の確保、業務軽減が必要

【想定される取組例】

- ・事務職員の校務運営への参画
- ・業務をサポートする人材の配置検討
- ・教育委員会等からの調査等のさらなる見直し
- ・県立学校における服務管理の負担軽減策の検討

- 教諭等では「授業準備」「校務分掌業務」「部活動指導」が超過勤務の要因でありより多くの学校に効果がおよぶ負担軽減策が必要

【想定される取組例】

- ・スクール・サポート・スタッフの配置促進（市町立学校）
- ・小学校専科指導教員の配置推進（小学校）
- ・効率的な授業準備に向けた支援、教材の共有推進
- ・校務ネット端末の効果的な活用（県立学校）
- ・学校が策定する各種計画等の整理
- ・部活動指導員の配置促進

4 今後の取組の方向性

① 学校における働き方改革取組計画に基づく取組の推進<取組の拡充>

- スクール・サポート・スタッフの配置支援 57人分 ← (H30 38人分)

- 部活動指導員の配置支援（市町立）、配置（県立）

中学校 46人 高等学校 27人 ← (H30 中学校 20人 高等学校 4人)

- 留守番電話（メッセージ機能）の設置推進

- 保護者や地域に向けた広報の実施

- 学校閉庁（休校）日の取組の推進

② 今後の進め方（国答申等への対応）

- 新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に関する総合的な方策について（答申）（平成31年1月25日中央教育審議会）および「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」を踏まえ、次年度にさらなる取組の検討を実施（取組の焦点化）

- 教職員の勤務時間に関する意識および働き方や生活への影響に関する指標の設定

・退勤時間を意識して業務に取り組んでいる教職員の割合 (H30 38%)

・働き方改革によって自身の働き方や生活への好影響を感じている教職員の割合 (H30 28%)。

学校における働き方改革に関するアンケート調査について

① アンケート概要

- 有効回答者数 8,319 人 (回答率 約 67.6%)
(内訳) 小学校 3,354 人 中学校 1,852 人 義務教育学校 11 人
高等学校 2,216 人 特別支援学校 886 人
- 調査方法 Web 調査
- 調査時期 平成 30 年 11 月 29 日 (木) から平成 31 年 1 月 11 日 (金)

② 結果概要

<勤務時間に関する意識、働き方改革の取組の影響について>

- 全体の 38% (小 45%、中 44%、高 25%、特 35%) が「退勤時間を意識して業務に取り組むようになった、または取り組んでいる」を選択している。
- 全体の 28% (小 28%、中 35%、高 23%、特 24%) が働き方改革によって自身の働き方や生活への好影響※を感じている。
- 上記の 2 設問において、管理職の回答割合が高い傾向にあった。
 - ・退勤時間の意識 (校長: 小 77%、中 74%、高 63%、特 83%) (教頭等: 小 74%、中 74%、高 61%、特 62%)
 - ・働き方や生活への好影響 (校長: 小 54%、中 45%、高 39%、特 42%) (教頭等: 小 42%、中 45%、高 32%、特 35%)

※ アンケートの設問において「教材研究や授業準備の時間が取れている」、「児童・生徒と向き合うために必要な時間が取れている」、「職場内で協力し合えるようになった」、「精神的にゆとりができた」、「休暇を取りやすくなった」、「生活習慣が改善された」、「趣味や自己研鑽等の時間が増えた」、「家庭や地域で過ごす時間が増えた」のいずれかを選択した回答の割合

<昨年度と比較した超過勤務時間について>

- 昨年度と比較した超過勤務時間は「変わらない」 (44%) を選択した割合が最も高い。超過勤務時間が「減った」 (23%) を選択した割合は一部にとどまっている。

<超過勤務の要因となっている業務について (教諭等)>

教諭等	1	2	3
小学校	授業準備 51%	成績処理 36%	校務分掌業務 35%
中学校	部活動指導 47%	生徒指導 36%	授業準備 35%
高等学校	部活動指導 55%	授業準備 46%	校務分掌業務 35%
特別支援学校	授業準備 52%	校務分掌業務 47%	学校内の会議や打ち合わせ 36%

<超過勤務の理由について>

- 1 「業務量が多く、現状の人員では長時間勤務をせざるを得ない」 51%
- 2 「提出物の確認、集計、印刷、書類の整理など事務的な仕事が多い」 41%
- 3 「予測できない突発的な仕事が多い」 39%

<超過勤務の縮減や業務負担の軽減に効果があった取組>

- 小学校 「夏季休業期間中の集中休暇期間の設定、学校閉庁(休校)日の実施」 41%
- 中学校 「部活動の活動時間や休養日の設定」 57%、「部活動の朝練習は行わない」 42%
「夏季休業期間中の集中休暇期間の設定、学校閉庁(休校)日の実施」 42%

学校における働き方改革 学校における働き方改革取組方針(～H32年度)

～ 教職員が健康でいきいきと働くことができ、子ども一人ひとりと向き合う時間を確保するために ～ 滋賀県教育委員会

- 教育の質を高め、子どもたちの「夢と生きる力」を育むための働き方改革を推進
- 教職員が誇りや情熱を持ち続け、学習指導や生徒指導に集中できる環境を整備



○ 目標の設定

- ・超勤時間が月45時間超の教員の割合
小学校40%以下 中学校50%以下 県立学校15%以下
- ・年次有給休暇の1人当たり年間平均取得日数14日以上

○ 長時間勤務を改善するための基準の設定

- ・平日は午後7時までに退勤
- ・週に1日以上の定時退勤日の設定
- ・月当たり超勤が80時間を超えない
- ・夏季休業期間に1週間以上の集中休暇期間の設定
- ・部活動休養日の設定
中学校 週2日以上(平日1日と週休日1日)
高等学校 週1日以上と4週あたり2日以上の週休日
- ・部活動の活動時間の設定
中学校 平日概ね2時間以内、週休日概ね4時間以内
高等学校 平日概ね3時間以内、週休日概ね4時間以内
- ・朝練習は原則行わない

主な取組 (学校における働き方改革取組計画)

1 学校業務の見直し・効率化や指導・運営体制の充実

スクール・サポート・スタッフ配置支援事業
[小・中学校]
スクール・サポート・スタッフを配置する市町に対し
て補助を実施 平成31年度当初予算案 57人分

2 部活動における教員の負担軽減

部活動指導員配置促進事業 [中学校・高校]
中学校、高等学校の部活動において、部活動指導員を
活用し、課題解決に向けた取組を支援
平成31年度当初予算案 中学校 46人 高校27人配
置

3 専門性を持った多様な人材の活用

スクールカウンセラー、スクールソーシャル
ワーカーの配置の推進 [全校種]
いじめや、問題行動等に迅速に対応するため、専門家の
配置を推進
平成31年度当初予算案
S C の配置・派遣 25,391時間
S S W の配置・派遣 210校

4 家庭や地域の力を学校に生かす取組

コミュニティ・スクール設置の推進 [全校種]
地域学校協働活動推進員の配置の促進 [小・中
学校]
学校と保護者・地域住民等が、目標やビジョンを共
有し、共に子どもの教育を担う仕組みを構築するこ
とで、学校教育の質の向上を図る。
平成31年度目標
学校運営協議会を設置する公立学校の割合 40%
地域学校協働活動推進員が学校と地域の連携・協働を
コーディネートしている小中学校の割合 40%

5 教職員の勤務時間管理

勤務時間管理の徹底 [県立学校]

学校における「働き方改革」を進めていく基礎とし
て、これまでの自己申告の方法に、パソコンの使用時
間を基礎として確認し、より適切な勤務時間の把握に
向けた取組を進める。(市町は各教育委員会において
勤務時間管理を実施)

★ 年次有給休暇の取得促進の取組

年次有給休暇の取得促進 (夏季休業期間にお
ける集中休暇の促進) [全校種]
年次有給休暇の取得促進を呼びかけるほか、お盆時
期の1週間程度の県教育委員会の会議や研修を実施し
ない期間および学校閉庁(休校)日を設定し年次有給
休暇の取得を促進。

★ 働き方に対する意識改革

教職員の働き方に対する意識改革 [全校種]
学校全体で働き方改革に取り組むとともに教員が自
らの働き方を見直し、限られた時間の中で自身の専門
性を高め、児童生徒に対して効果的な教育活動を行
うという考え方のもと、教職員の意識改革を推進

○ 平成31年度スケジュール ○

通年 取組計画による施策、事業の実施

- 4月～ 中央教育審議会答申および文部科学省ガイドラ
インを踏まえた取組の検討
⇒取組計画の更新
- 6月 小中学校(教員)における勤務時間調査月
- 7月 働き方改革に関する研修会の開催
- 8月 お盆時期1週間程度に会議や研修を実施しない期
間を設定・学校閉庁(休校)日の設定
- 10月 働き方改革に関する研修会の開催
小中学校(教員)における勤務時間調査月
教育委員会広報誌に取組を掲載
- 1～2月 小中・県立学校における勤務時間の
把握結果のとりまとめ
年次有給休暇取得結果のとりまとめ



先生の元気が、子どもたちを元気にします！

～学校における働き方改革に取り組んでいます～

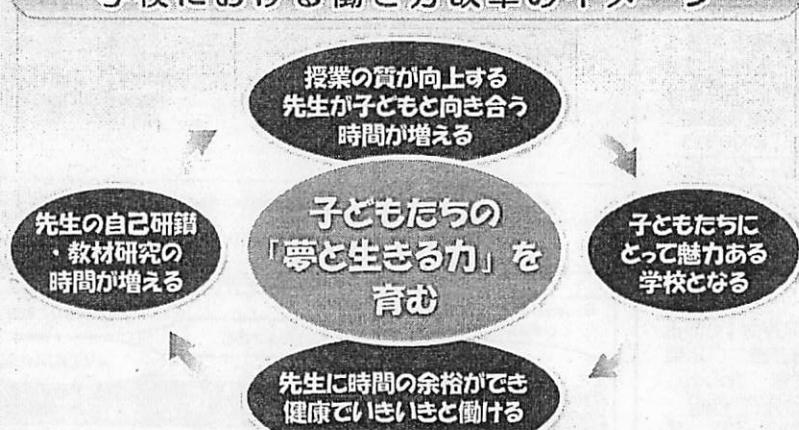


滋賀県教育委員会では、平成30年1月に「学校における働き方改革取組方針」を策定し、学校における働き方改革の取組を進めています。

「学校における働き方改革」の目標は、子どもたちの「夢と生きる力」を育むために教育の質を高めていくことになります。

そのために、教職員が誇りや情熱を持ち続け、学習指導や生徒指導等に集中でき、健康でいきいきと勤務することのできる環境の整備に取り組んでいます。

学校における働き方改革のイメージ



学校における働き方改革 Q & A

Q

なぜ学校の働き方改革を進めるの？児童生徒への関わりが減ることはないの？

A

長時間にわたる勤務は教職員の心身の健康を損なうだけでなく、教職員が創造的に教育に取り組む活力や1人ひとりの子どもと向き合う時間を奪うことにもなりかねません。これまでの働き方を変えていく必要があります。

学校における働き方改革は教員が学習指導や生徒指導等の児童生徒との関わりに、より集中できる環境を整備することを目指しています。

Q

どんな取組をしてい
るの？

A

学校業務の見直し・効率化や指導・運営体制の充実、部活動における負担軽減、専門性を持った多様な人材の活用、家庭や地域の力を学校に生かす取組、教職員の勤務時間管理、働き方に対する意識改革等に取り組んでいきます。

学校における働き方改革

勤務時間中に授業準備
の時間が取れない

放課後、休日の
部活動指導

時間管理が意識され
にくい職場環境

いじめ・不登校への
対応等専門知識が
必要な対応の増加

家庭・地域から学校
への期待の高まり

新学習指導要領
への対応

学校現場の超過勤務の状況

小学校 1月あたり約75時間

中学校 1月あたり約98時間

県立学校 1月あたり28.2時間

※小・中学校は、文科省教員勤務実態調査（H28年度）

1週間あたり教諭の超過勤務時間数から試算

※県立学校は平成28年度の勤務時間の把握実績

学校における働き方改革方針では長時間労働を改善するための基準を設けています

（勤務時間関係）

- 平日の退勤は午後7時までとします
- 週に1日以上は定時に退勤する日を設定
- 月当たり超勤が80時間を超えない
- 夏季休業期間に1週間以上の集中休假期間を設定

（部活動関係）

- 休養日の設定 中学校：週2日以上（平日1日と週休日のいずれか1日）
高等学校：週1日以上と4週につき2日以上の週休日の休養日
なお、大会、練習試合等の日程の関係で、予定していた週休日等の休養日に活動する場合は、その前後の2週の期間内に休養日を設定する
- 活動時間の設定中学校：平日概ね2時間以内、週休日等概ね4時間以内
高等学校：平日概ね3時間以内、週休日等概ね4時間以内
- 朝練習は中学校・高等学校ともに原則行わないこと

改善に向けて
「学校における働き方
改革取組方針」を策定

※運動部活動および文化部活動の競技・部門・種目の特性や学校の特色、または一時的な事情により、上記の部活動にかかる基準を適用することが困難な場合、その扱いを市町教育委員会もしくは県立学校で判断

問合せ先 教職員課

☎077-528-4536